

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部改正について
 藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市民病院診療費等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市民病院診療費等に関する条例（昭和46年藤沢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1非紹介患者初診料（他の病院又は診療所からの文書による紹介により来院した患者以外の患者の初診に際し徴収する使用料をいう。）の項及び紹介済患者再診料（他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行つた患者の再診に際し徴収する使用料をいう。）の項を次のように改める。

非紹介患者初診料（他の病院又は診療所からの文書による紹介により来院した患者以外の患者の初診に際し徴収する使用料をいう。）	次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額（前に定めるもの以外の一般診療料の項の規定の適用を受ける者にあつては、その金額に1.5を乗じて算出した金額） (1) 医師である保険医による初診の場合 7,000円 (2) 歯科医師である保険医による初診の場合 5,000円	「初診」とは、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号に規定する初診をいう。
紹介済患者再診料（他の病院又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行つた患者の再診に際し徴収する使用料をいう。）	次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額（前に定めるもの以外の一般診療料の項の規定の適用を受ける者にあつては、その金額に1.5を乗じて算出した金額） (1) 医師である保険医による再診の場合 3,000円 (2) 歯科医師である保険医による再診の場合 1,900円	「再診」とは、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第5号に規定する再診をいう。 「病院」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般

	病床（以下「一般病床」という。）を有する同法第4条第1項に規定する地域医療支援病院（一般病床の数が200未満であるものを除く。）及び同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院を除いた病院をいう。
--	---

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市民病院診療費等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる初診及び再診について適用し、同日前に行われた初診及び再診については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部が改正されたことに伴い、他の保険医療機関からの紹介状を持参せず受診した患者等から徴収する選定療養費の額を改定することから、所要の改正をする必要による。